

吉野川市過疎地域持続的発展計画の変更の主なポイント

1 計画変更の背景（山川町の過疎地域の指定）

令和2年国勢調査の結果により、令和4年4月1日から山川町が過疎地域として指定されたことから、吉野川市過疎地域持続的発展計画を変更するものです。

2 主な変更点

・次の事業を追加しました。

章	事業名
第3章 産業の振興	基盤整備 農道 忌部農道（測量設計・路床工事） 広域営農団地農道（測量設計・路床工事） 天神農道（新設） 観光又はレクリエーション バンブーパーク取水ポンプ設置工事 過疎地域持続的発展特別事業 観光関連施設維持管理事業 観光インバウンド対策事業 観光誘客事業 観光コンテンツ開発事業 山川町たばこ小売組合補助金 吉野川市商工会振興事業補助金 阿波吉野川地区商工会広域連携協議会負担金 買物支援等対策事業補助金
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	市道 道路 奥川田17号線（新設） 山川宮北・岩戸（部分改良） 諏訪8号線（部分改良） 山川堤外・湯立線（部分改良） その他 八幡地区排水路工事（新設） 片岸地区排水路工事（新設） 宮島地区排水路工事（新設） 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者等外出支援タクシー料金助成事業
第6章 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業 浄化槽設置整備事業
第10章 集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 廃校施設維持管理業務
第11章 地域文化の振興等	過疎地域持続的発展特別事業 文化財清掃管理事業

・第3章 産業の振興の「産業振興促進区域」に「山川町」を追加しました。